

事務連絡  
令和3年7月30日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局看護課

身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて  
(追加依頼)

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。先般、令和3年7月21日付けで「身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて」をお示ししたところですが、今般、内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームが写真業界の団体と意見交換を行ったところ、写真のサイズ以外の撮影条件及び各サイズの呼称について要望があったことを受け、厚生労働省を含む各府省庁に対して別添のとおり依頼がありました。

貴財団におかれましても、厚生労働省が所管する試験、制度等で求めている写真のうち、貴財団でそのサイズや撮影時期を定めているものがございましたら、下記の見直し方針に従って、見直しの実施をご検討いただくとともに、財団員の皆さまに対し周知等の御協力をお願いします。

記

- ① 人物配置（上半身等）を指定する際には、下記のとおりとしてください。
- ② 写真サイズの呼称は、下記のとおりとしてください。受験案内等手続を案内する書類やウェブサイトの中に記載いただくことを想定しております。

<呼称と撮影条件の統一方針>

A (2.4cm×3.0cm)

呼称：運転免許証サイズ

人物配置の撮影条件：指定する場合は「上三分身」とする（運転免許証に合わせる）。

B (3.0cm×4.0cm)

呼称：履歴書サイズ

人物配置の撮影条件：指定する場合は「上半身」とする。

C (3.5cm×4.5cm)

呼称：パスポート（旅券）サイズ

人物配置の撮影条件：外務省が指定するパスポート（旅券）の規格とする。

D (4.0cm×6.0cm)

呼称：大型サイズ

人物配置の撮影条件：指定する場合は「上半身」とする。

<見直しの完了時期>

令和4年度末までに施行してください。

なお、写真サイズの見直しが完了したばかりですぐに着手できないといった事情がある場合は、次回見直しができる時期にご検討ください。

以上